

相隣関係 宅建 H11-02-1 《#746》

【問】正誤をつけよ。

土地の所有者は、隣地との境界近くで建物を築造し、又は修繕する場合でも、隣人自身の承諾を得たときを除き、隣地に立ち入ることはできない。



【答え】誤り

《ポイント》 隣地の使用請求 【★基礎必須】

土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。（民法 209 条 1 項）

⇒ 隣地の使用を請求するには、隣人の承諾は不要